

第161回国立市情報公開及び個人情報保護審議会

日時 令和3年3月12日 午前9時から

会場 市役所3階 第1会議室

出席者 委員 石居 人也 委員 岸 敦子 委員 関口 八千代
委員 中川 律 委員 中村 英示
事務局 情報管理課長 林 晴子 情報管理課文書法制係長 稲山 愛
情報管理課文書法制係主任 林 勇樹
説明者 市長室長 吉田 徳史 市長室室長補佐 高橋 壮一
市長室平和・人権・ダイバーシティ推進担当主事 大塚 真紀子
職員課長 平 康浩 職員課人事・人材育成係長 櫻井 吾郎

【石居会長】 おはようございます。朝からお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは161回国立市情報公開及び個人情報保護審議会を始めたいと思います。

初めに、資料の確認からお願いいたします。

【事務局】 (資料確認)

【石居会長】 皆様、よろしいでしょうか。

では続きまして、前回の諮問事項になりますが、パートナーシップ制度に関わる報告についてということで、担当の方をお呼びいただけますでしょうか。

(説明者入室)

【石居会長】 それでは、次第の2となりますが、パートナーシップ制度に係る、前回の諮問事項について追加の報告をいただくということで、よろしくをお願いいたします。

【市長室長】 (自己紹介)

前回諮問させていただいて、幾つか皆様から御指摘いただいた点について整理してきましたので、改めて御説明をさせていただきます。資料のほうは、右上に資料2と書かれています、タイトルが【追加報告事項】パートナーシップ制度の概要について、政策経営部市長室という資料でございます。こちら両面になっております。そして3ページ以降は、今回申請いただく書式について4種類、まとめさせていただきました。

では、1ページ、2ページのところで御説明させていただきます。前回と重複している部分につきましては、割愛させていただきます。

まず、1のセンシティブ情報の該当性についてというところです。(1)、今回のパートナーシップの届出をする方を、大きく2つに分類しております。例1が、戸籍上の性別が異性である2者間、これはいわゆる事実婚の方というふうに考えられます。もう1点が例2としまして、戸籍上の性別が同性である2者間、これはいわゆる同性カップルというふうに考えられると思います。大きくこの2つの分類ができるかと思っております。

(2)としまして、今回、個人情報保護条例第7条のセンシティブ情報の該当性というところです。

①、上記の例1、いわゆる事実婚のカップルに該当する方の情報は、センシティブ情報には該当しないと考えております。事実婚の方は、社会的な認知がなされているというふうに考えられることから、今回の条例上のセンシティブ情報には該当しないと捉えております。

②、上記の例2に該当する者の情報は、例えばゲイ、レズビアン、バイセクシュアル等のセクシュアル・マイノリティーの方であることが推測されます。

③、個人情報保護条例第7条第2項第1号につきまして。性的指向、性自認に関する情報がこの第2項第1号に該当するかについて、セクシュアル・マイノリティーの専門家の方に、この間意見を伺ってきました。その結果、性的指向、性自認は揺らぐことはあっても、本人の意思で変えることができないものであるとの見解が、現在は一般的であると。よって、内心の自由、いわゆる思想や信条、自分の考えといった内心の自由に係る個人情報には該当せず、同条例の第2項第1号には該当しないものと考えております。

④、一方で、第2号につきましてです。パートナーシップ制度におきましては、収集する個人情報の項目は、今回は氏名、住所、性別などの一般的な個人情報であると。個々の情報自体はセンシティブ情報とは言えないと考えております。しかしながら、当該パートナーシップ制度において届出をする者は、パートナーシップに係る受理証明の届出をした者としての情報として、市として収集することになりますので、例2のように、戸籍上の性別が同性同士である者からの届出や、例えば氏名から推測される性別と戸籍上の性別とが一致していない者からの届出など、複数の情報を組み合わせることによって、性的指向、性自認等の情報となり得ると考えております。セクシュアル・マイノリティーであることの情報は、現在ではまだ社会的差別の原因となるおそれのある個人情報であることから、この第2号に規定するセンシティブ情報に、こちらは該当するものと考えております。

次に、大きな2番、収集する個人情報です。

(1)、今回、市のほうで収集する個人情報は、実際に御本人に書いてもらうものから提出していただく資料等も含めて、列挙しております。①戸籍上の氏名、これは振り仮名も含めます。②通称名、これは通称名の使用を希望する方に関してですが、こちらにも振り仮名を振っていただきます。③生年月日、④性別。裏面、2ページに行きまして、⑤住所、⑥世帯主・続柄、⑦本籍（筆頭者）、⑧国籍、⑨連絡先（電話番号、メールアドレス等）、⑩、⑪は在勤者、在学者の場合はそれぞれの勤務先又は学校名をいただきます。

(2) 収集する個人情報に係る書類ですが、これは前回御説明させていただきました。①から⑥、こういった書類を頂く予定です。

大きな3番、個人情報の管理につきまして。(1) 個人情報の管理媒体ですが、収集した個人情報に関する書類は紙ベースで管理いたします。電子データのほうは作成いたしません。ただし、届出件数の管理をするために、手書きの台帳を作成する予定です。

(2) 台帳に掲載する項目です。①交付番号、これは届出順に番号を振っていきます。②氏名、これはお二方のお名前です。③届出日。この3点を、この台帳に手書きで記載することを考えております。

(3) 保存期間ですが、①証明期間中は永年保存で考えております。②受理証明書等が返還された場合、いわゆるこの制度の対象外となった場合には、返還届の受理後、5年保存。これは、生活保護を抜けた方は5年保存というのが、市の今の整理の仕方になっておりますので、そこと同様の取扱いということで今回考えております。

(4) 保存方法ですが、①提出された書類は、届出をされた2者ごとに1冊のファイルにつづります。②このつづったファイル及び台帳は、市長室内の平和・人権・ダイバーシティ推進係専用の施錠できるキャビネットに保管します。この係には高橋以外に3名の職員がおりますが、基本的に分野と

しては男女共同参画になりますので、こちらの専用の鍵付きのキャビネットに入れることを考えております。よって、この情報が見られる職員というのは、私ども3名という形になります。この鍵は、私、市長室長が管理するキーボックスに保管するという形で、整備したいと考えております。

以下、3ページからはいろいろな種類の届出書です。3ページ、これは全ての方に書いていただきますパートナーシップの届出書です。5ページは再交付の申請です。万が一なくされた場合や毀損された場合の再交付の申請書になります。7ページは、記載事項が変更した場合、例えばお名前が変わったり、住所等が変わった場合に出していただくものです、最後の9ページは、返還届です。制度の対象外となった場合には、こちらの返還届を書いていただくという形になります。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

【石居会長】 ありがとうございます。

では皆様、御質問、御意見などございましたらお願いいたします。

【関口委員】 追加で御報告いただきまして、ありがとうございます。再度確認させていただきましても、こちらにつづりでテンプレートをいただきました台帳のみが、今回のセンシティブ情報として扱われる書類になるということで、紙ベースだけであると。

【市長室長】 そうです。はい。

【関口委員】 ありがとうございます。

届出の種類を例1、例2と2つ例示していただいています、ここは区別なく、届出されたもの全てを同一の扱いとするということですか。

【市長室長】 そうですね、はい。

【関口委員】 ありがとうございます。

対象と、扱う保存の管理の仕方と期限等が明記されているので、前回の質問に全て御回答いただいたかと思っています。ありがとうございます。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。

【中村委員】 質問いたします。資料2の、1の(1)の例1、戸籍上の性別が異性である2者間の届出と、セクシュアル・マイノリティーとの関係というのは、どういう関係になるのですか。私は、事実婚の届出をするというのは、例えば、法律婚は私は嫌ですとか、夫婦別姓がいいですとか、そういう考えに基づいて、法律上の結婚はしないのだけれども、事実婚として認めてくださいという方だと思うのです。それって自分の考えであって、性自認とか性指向とは関係ないのではないかと思うのです。その辺はどうなのですか。

【市長室長】 そうですね。事実婚の方は、多分おっしゃるように法律婚を、異性同士であれば法律上の婚姻関係は結べると思うのですが、やはり何らかの理由、考えをもって法律婚は望まれていないという選択をされていると思うのです。ですので、ここについては、その御本人たちの考えという形だと思いますので、先々変わることもあればというふうには思っております。

一方で、セクシュアル・マイノリティーの方々の性的指向、性自認というものについては、これは生まれながらにという方もいらっしゃると思います。揺らぐということもあるようですが、例えば自認が男性であっても自分の意思で今日から女性としてというふうに、自分の意思で変えていくというものではないというのが、当事者の方々、また専門家にも伺った見解ということで、私たちもそのように整備をさせていただいております。

【中村委員】 私が戸籍上の性別が異性である2者間の事実婚の届出をしたいと思う動機は何か、

夫婦別姓がいいからです、これって、私が何を考えているか、どういう法的政治的指向を持っているかということの一つの発言、発言というのは表現、そうすると、内心の自由の問題なんじゃないかと思うのです。

【市長室長】 事実婚の方についてはということでしょうか。

【中村委員】 そうです。ですので、性的マイノリティーの問題とは関係なくて、むしろ内心の自由を告白する一つの形なのだろうと思うと、条例第7条第2項第1号の思想、信条、その他内心の自由を侵害する原因のおそれとなる個人情報なんじゃないかなと、前回そのような質問をさせていただきました。

そこで、今回、セクシュアル・マイノリティーの専門家の方に意見を聞いているのですが、ちょっと関連性が見えてこない。

【市長室室長補佐】 まず、分類としては、例1と例2で分けて考えていまして、例2に関してはいわゆるセクシュアル・マイノリティーの方を対象としているので、その方に対して専門的な見地から御意見を伺って、それが第2号の社会的差別のほうに該当するだろうということで、判断しました。

一方、例1のほうは、確かに委員のおっしゃるように、内心の自由という側面ももちろんあると思います。実際問題、今、この制度を利用しなくても既に事実婚という形は取れるわけで、そこに関しては、パートナーシップ制度を利用してくださいというような形ではなくて、もともと今ある制度、事実婚を選択できるものにプラスして、こちらの制度を知っていただいて、選択していただけるという形になっているので、内心の自由を告白させるようなものではないのかなという認識で、私たちは諮問を出したということです。

もう既に事実婚として家庭生活も築かれている状態の人たちが、このパートナーシップ制度を選択できるというような形にしていくので、ここで新たに内心の自由を告白させるというものではないという整理をしたということです。

【中村委員】 この制度を利用するかしないかは、届出をする人の自由です。しかし、この届出を利用するという選択をしたということは、私は現状の制度には反対なのだという意思を表明することと変わらないですよ。

【市長室室長補佐】 そうですね。はい。そういうふうな定義もできるのですが、もともと婚姻関係を結ぶ方たちが婚姻をしていないという、既にその事実が、事実婚としての実態があると。そして、ここでパートナーシップ制度が創設されて、そこに申し込むということは確かに選択だと思えます。でも、その方たちというのは、事実婚の関係性というのを既に築いているということで、この制度ができたから事実婚を告白させる、内心を告白させるというものではないのかなというふうに、私たちは整理をしたところですけど。

ただ、おっしゃるようにパートナーシップ制度を利用しますという意思表示をするということは、内心の部分に当たるのかなと。

【中川委員】 おそらく中村委員のおっしゃりたいことは、確かに事実婚をしていることを、無理矢理とか強制的に届け出るというふうな制度ではないので、その点についてはおっしゃるとおりだと思いますけれど。ただ、事実婚というのはまさに事実のもので、別に誰がどうこう把握しているものではないですよ、公的に。そうすると、別に、事実上婚姻関係にあるけれども、それが何らかの理由で法律婚を採択しないからだ、そういう思想をその方たちが持っているということは、通常一般的に、その方に会うだけでは分からないことですよ。そうすると、事実婚の届出をす

るというふうなことは、この人たちはそういう思想を持っているのだという情報を市が取り扱う行為になる。

【市長室室長補佐】 ああ、なるほど。

【中川委員】 ですので、その事実婚の届出をしていることが推認されるその人たちの思想を市が管理することについて、それはセンシティブ情報で、条例第7条第2項第1号に当たるのではないかと。

【市長室室長補佐】 おっしゃるとおりですね。私の認識が少しずれていましたので、そうすると、確かに事実婚を選択しているという、いわゆる法律婚には反対というか、賛同しかねるような方がこの制度を使うという、申出をすることによってそういう思想を持っていることを市として捉えることになるので、そうすると確かに第1号のほうに該当してくるのかなと認識しました。

【市長室長】 確かに、内心の自由に、事実婚の方はおっしゃるには、意思表示が間接的に、法律婚をされてなくて選択的夫婦別姓を考える、又は一つの通氏に入っていくとか、それ以外のお考えも多分あると思うのですよね。ですので、内心の自由という、それぞれお二方の考え方、信念というところにあるというのは、今回整理する中で議論をしたところなのですが、第7条第2項第1号の思想、信条、宗教その他内心の自由を侵害する原因となるおそれのある個人情報、その後段の「侵害する原因となる」というところで、今回の私どもで取り扱う情報がそこまでのものに行くのかどうかというところで、この1号には当てはまらないのではないかとというところが一つあります。

今回のパートナーシップ制度の中で、例えば事実婚の方というのが役所全体のいろいろな手当とか制度の中で、事実上の婚姻関係を結んでいる方も対象となるような制度というのが幾つかあります。法律婚をしていなくても、同居していることをもってその制度の対象となるという方、異性間同士ですね、というのを見たときに、今回の同性カップルの方たちが何らかの届出をしていくという制度は、恐らく役所の中ではまだないという認識の中で、どちらかというところの例2のほうを軸に、この1号、2号のところを整理した部分がありました。ですので、ここの部分で1号と2号のすみ分けというところを、今回の資料でまとめさせていただいたというところではあります。

【中川委員】 原因となるおそれのある個人情報、その外延がどこまで広がるかという問題はあると思うのですが。私は1号も入れておいたほうがいいのかと。

【中川委員】 侵害しないというふうに判断した理由がしっかりしていればいいと思うのですが、どのような理由で。

【市長室長】 あくまでも、まず私たちの管理という部分の側面は、その情報をしっかり管理するというところがまずあります。それから、この情報をいただいて、それに対して市としての受理証明書を交付するという部分だけと言ったらあれですけども、それが一つのこの制度の目的ではあるのです。証明書を交付する、届出をいただいたことを受理した証明書を出すという形になりますので、あくまでも御本人同士の申請というのが軸にあって、その後を追いかける形で、市として必要書類の確認をした上で交付をするということになると。

ということから、このお二人の考え方を、市として例えば逆に否定するだとか、そこに対して何か違う意見を挟むというようなことでは、まずないと。そのお考え自体をこちらも受け止めてというところがある中では、侵害するというのがどの範囲までのことを言うかというのもあるのですが、そこまで行く情報ではないだろうというふうに、今は整理しているところなのですけども。

【中川委員】 1号該当性がない理由づけとして、セクシュアル・マイノリティーの性的指向、性

自認が揺らぐことはあっても、本人の意思で変えることができないものであると。だからという理由づけが、私は少し理解ができないですよね。関係ないのではないかなと。

【市長室長】 この例……。

【中村委員】 例1について。つまり該当しない理由づけが、これで大丈夫ですか。

【市長室長】 1号に該当しない理由づけは、例2で説明しているだけなのです。例1では私たちは説明をしてなくて、今、御質問をいただいたのですよね。すみません。この資料には、事実婚の方の内心の自由というところには私たちは触れてないので、それで御質問いただいたということですよ。ですので、あくまでも例2でいけば、ここは該当しないという制度なのですが、例1のところは。

【中村委員】 ああ、そういうことか。

【市長室長】 はい。例2だけの話をしています。例1は内部での議論の中では、内心の自由に当たるかどうかという議論はしたのですけれども、ここはしないというところでの整理で、そこは表現上、文書には載せてないところです。

【中村委員】 例2の人が届け出た場合には、1号該当者はないという。そうすると、それでは、例1の人はどうなのだろう。例1の人の1号、2号該当性はどうなのだろうということも検討しなければいけないのではないですか。

【関口委員】 今は検討の段階で、例1はセンシティブ情報に該当しないという整理を一旦されたということなので、多分この議論の中に入ってないと思うのですけれども。なかなかここは難しいところだとは思いますが。

先ほど最初に伺ったとおり、実際の運用としては、例1、例2区別なく、きちんと管理されるということですので、運用上は恐らく問題なく運用できるのだろうと思うのですが、委員の先生の方がおっしゃるとおり、この辺の定義がぶれてしまうと、何が大事なもののなのかなというのが、長く運用していくと分からなくなるので。ただ、こういったものは、社会的背景などによっても定義を見直していく必要というのは運用の中であると思うので、一旦、専門家の方にも御意見を聞かれて、内部で議論されて、こう定義したという前提で運用を開始されるのは、まずは私はよろしいかと思っています。

ただ、今のような御意見も踏まえて、定義というのは適宜、必要に応じて見直していただいたり、考え方というのは内部で整理いただくのがよろしいのではないかと思うのですけれども。

【中川委員】 今少し専門家という話が出たのですが、一応憲法の専門家なのですが。今、整理いただいたのって、届け出たり、あるいは受理証を交付するというふうな市の活動そのものが、内心を侵害するようなことではないと。それは確かにそのとおり、自発的に届出をしていただくものです。ここで問題になっているのは個人情報なので、法律婚に対して何らか、選択できないということのを推認させる個人情報を市が扱うことによって、内心の自由を侵害する原因となるだろうということを考えなければいけないと思うのですね。

そうなったときに、例えば管理は同じようにするといっても、事実婚の方々の届出受理証を交付したというこのリストを、誰でも見られるような机の上に置いたりして、それを市民が見てしまったというようなとき、それが内心の自由を侵害する行為なのかどうかということを検討しなければいけないだろうと。個人情報が外部に漏れたり、あるいはずさんな取扱いをされたとき、内心の自由を侵害することになるのかどうかという観点から御検討いただくということなのですが。

【市長室長補佐】 何となく今、事実婚というのが、この資料2でも申し上げているとおり、我々の認識としては社会一般的にある程度認知されてきて、認められているという関係性として一つある

のかなという認識があり、その情報が、もちろん厳重に管理はしますけれども、出たときに、法律婚をなぜしないのだと、法律婚すべきだというような非難をされるに値するような情報というところに、行き着くかなというところが、我々としてはまだ、今、社会的認知がどんどん上がってきている中では、そういう整理で、そこまでは至らないのかなというふうに認識しているところです。

【中川委員】 事実婚を選択しているというような事柄については、センシティブ情報にはならないと。

【市長室室長補佐】 そうですね。その人たちが未来永劫、法律婚を否定しているかどうかというところまでは行かないと思うのです。何らかの事情で今はできないけど、この先、法律婚を選ぶかもしれないという人たちも、もちろんこの中には入ってきていると思うのです。

【中川委員】 それは、どのような具体的な考え方を持っているかどうかというのは様々あり得るのですが、例えば思想とか、図書館の読書記録を外部に漏らしてはいけないのはなぜかというところから、この人がどんな人物かというふうなことを想像できてしまうからですね。なので、図書館の貸出し記録とかは外部に漏らしてはいけないという話になるのですが、これはそれと同じで、どんな具体的思想を持っているかどうかは人それぞれだけど、この情報が漏れることで、その人がどんな思想を持っているのかということが想像できてしまう、推認できてしまうということが問題になるということがあると思うのです。

今回の場合、社会的な背景からして事実婚を選択している人というのは結構世の中において、認知されている、市役所等でも事実婚の取扱いが法律婚の方々と同じようにされている部分というのが、様々な場面であると。という意味で、事実婚というのはもはや、差別の原因になるようなセンシティブ情報に当たらない、そういう御判断をされたということだと思っております。

そうなることと検討しなければいけないのは、本当にそういうふうと考えていいかということだと思っております。例えば、この間話題になっていましたが、自民党の国会議員の方々が、各市町村とか都道府県の議会に対して、夫婦別姓に反対する声明を上げてくれというようなお願いをするというようなこと。夫婦同姓の法律婚のほうがプライオリティーが高いんだというような考え方でもって貫徹したいというような、政治的な考え方の方が他方において、その方々に、「おまえ事実婚なのか」というふうに、例えばとある知り合いの方が知られてしまったら、どう思うだろうか。それは個人情報としてセンシティブなものとして取り扱わなくていいのだろうか。

そういうような形で、現に法律婚を選択できないという方々の考え方を、センシティブ情報として保護する必要があるのかどうか。というようなことを、社会的背景に照らして検討するということが必要だと思っております。確かに様々な情報を我々は持っていますから、全てが全て全部センシティブ情報だとすると何もできなくなってしまうので、その境界というのは必ずあると思うのですが、そういう意味で、きちんと考慮した上での取扱いをしていただくということで、まあ、いいのではないかと思いますので、少しこの辺、御検討いただければと思います。

【石居会長】 はい。ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。

【岸委員】 やはりおっしゃったとおりで、事実婚に対する社会的な認知が上がってきているというのは本当にそのとおりだと思うので、ここは本当に時代によって全然変わってくると思うのですが、事実婚と言えるのかどうかというものも、本当に事実状態ですので、例えば結婚前のカップルと一緒に住んでいるだけの状態をそう言うのかどうかとか、結構いろいろなパターンがあると思

うのですね。籍を入れる前だけの状態なのか、それとも本当にパートナーシップとしてしっかり本人たちは思っているけれども、理由があって法律上の届出をしていないということとか、本当にいろいろなパターンがあると思うので、その中であえてこのパートナーシップの届出をするということは、それなりに意味のあることだとは思っています。

センシティブ情報に当たるのかどうかは、非常に難しい部分だと思うのですが、当たり得るものぐらいの認識は持って、結局のところ書類の管理方法がこれで変わるわけではないので、別に書いていただいた管理方法で全く私はいいと思っていますけれども、当たらないから大丈夫みたいな感じの軽い意識だと、少しまずいのではないかなというふうには思っています。

【石居会長】 大体御意見は出尽くしたかなという感じもいたしますけれども。

私も感じていたことは似たようなところで、御説明自体は、(2)の①までの話と、②以降は、前提としての例が違うというのは、御説明でよく分かりました。

あと今までの議論との関わりでいうと、やはり事実婚の認知の広がりの方で、何らかの事情があって今はという御説明だったと思うのですが、その何らかの事情があるのかもしれないと推認させてしまうことが、とても大きな障害になり得ると思うので、そこが気になったところです。

あともう一つ、この制度の導入の背景、制度を導入する以上は、やはり必要としている人には使っただけでやさしい制度である必要があると思うのですね。そのときに、躊躇してしまう要因というのは極力減らせるということが、制度の導入上は必要なことだと思います。

そういった点も含めて、これはもう諮問事項ではありませんし、それに対してどうして欲しいという条件をつけるものではないですが、皆様から意見があったように、今後継続的に、やはりセンシティブ情報の該当性についてなど含めて、運用方法をその時々で見直していただけるといいかなと思います。

御丁寧に2回にわたって、ありがとうございました。

【市長室長】 制度の本格施行は4月になるのですが、3月1日から事前の受付というのをスタートしまして、現在のところ5組の方からお問合せが入ってきております。あくまでも電話上のお話だけでありまして、実態はまだ分からないのですが、事実婚だというふうにおっしゃっている方もいました。長らくこの制度を待っていたということで、すぐにでも届出をしたいと思っているというような声もいただきました。私はどちらかという例2のセクシュアル・マイノリティーの方のほうが多いかなという印象だったのですが、今現在は思ったよりも事実婚の方からの関心というのも伺ってきておりますので、今いただきました、まずはその情報をきちんと管理するという認識をしっかり持って、この制度をしっかりと運用していきたいということと、あわせて、例1の方、例2の方を含めて認知を上げていくという努力を、市としてもやはりしっかりとやって、本来ならこういった制度がなくても地域で認められて暮らしていけるというのが狙うところではありますので、引き続き、両面をしっかりとやってきたいと思っております。

御指摘いただいた点は、内部で改めてもう一度しっかり整理しまして、そのときそのときで変わっていく部分についても適用していくように考えていきます。

【石居会長】 よろしくお願いたします。

【中村委員】 1点だけ。性別というのが収集する個人情報に入っているのですが、戸籍謄本で必然的に上がってくる性別ということでもいいのですかね。

【市長室長】 はい。そうです。

【中村委員】 それでは、どこかにリスト化して記録するというようなことは、

【市長室長】 いたしません。先ほどの届出の書類にも、性別を書くところは今回入れておりませんので。あくまでも提出書類から見えるものというふうに。

【中村委員】 分かりました。

【石居会長】 それでは、本件については以上としたいと思います。

【市長室長】 2回にわたりまして、どうもありがとうございました。

(説明者退室)

(説明者入室)

【石居会長】 それでは、次第の3番になります。国立市個人情報保護条例第7条第2項第2号の規定に基づく諮問ということで、「扶養手当の支給等について、職員とパートナーシップの関係にある者についても配偶者と同様の取扱いを開始することに伴い、国立個人情報保護条例第7条第2項第2号に規定する社会的差別の要因となるおそれのある個人情報を取り扱うことについて」ということになります。

では、まずは担当課のほうから御説明をお願いいたします。

【人事・人材育成係長】 それでは、私のほうから御説明させていただきます。

今回、条例改正に当たっての目的としましては、国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例、こちらの努力義務を果たすために、国立市職員のパートナー関係の形態や性別、性的指向、そういった働き続ける環境を整えることによって、女性と男性及び多様な性の平等参画社会の推進を図ることを目的として、今回、職員の勤務時間、休日休暇等に関する条例、それから職員の給与に関する条例及び職員の退職手当支給条例、こちらについて改正手続を現在行っているところでございます。

改正に当たっての考え方につきましては、各休暇制度の取得要件に、職員とパートナーシップの関係にある者、こちらを追加しまして、異性間、同性間を問わず、休暇制度上、配偶者と同等に扱うこととする。それから扶養手当、死亡退職手当については、職員とパートナーシップ関係にある者の生活実態が、婚姻関係と同程度の実質を備えると認められる場合、異性間、同性間を問わず、手当制度の運用上、配偶者、法律婚と同等に扱い、それぞれの手当の支給要件に該当すれば対象とすることとします。それから、会計年度職員もいますので、こちらの休暇等についても職員と同等に取り扱うという形で、現在、改正を進めているところでございます。

改正を行う条例につきましては、お手元の資料にございますとおり、(1)から(3)の条例を改正する方向で今、提案しているところでございます。

4番につきましてはセンシティブ情報の該当性についてということで、職員課のほうで考えているところでは、社会一般に考えると、現在ではまだ同性間のパートナー関係における性的指向、性自認等の情報は、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報であるため、個人情報保護条例第7条第2項第2号に規定するセンシティブ情報に該当すると考えております。

センシティブ情報の取扱いにつきまして、まず(1)休暇関係につきましては、次ページの表を御覧いただければと思います。今回パートナーシップの関係にある者にも取得要件を拡大する休暇等ということで、表のように整理させていただいております。この中で、例えば介護時間、短期の介護休暇、介護休暇につきましては、センシティブ情報があるという認識で考えております。

まず、介護時間につきましては、介護時間の承認申請書を提出してもらっております。この中に、

当該職員の所属部課係名、職名、氏名といったもの、それから介護を要する者の氏名、職員との続柄、介護状況、こういった状況を記載して提出してもらっております。これを全て書いてもらうと、センシティブ情報に該当するであろうということになりますので、今回、審議会に提出させていただきました。

また、短期の介護休暇についても同様に、要介護者の状態等申出書を提出してもらっております。こちらにつきましては、当該職員の所属、氏名、要介護者の氏名、続柄、こういった情報が入っております。また、介護休暇につきましては、介護休暇承認申請書を提出してもらっております。この中には当然職員の所属部課係名、職名、氏名、介護を要する者の氏名、職員との続柄、家族状況、こういった情報を提出してもらっております。

また、下のほうに妊娠中の職員に対する通勤緩和措置、それから産前、産後の休養、育児時間、こういったものにつきましては、母子手帳の写し又は出生届受理証明書の写し、こういったものを提出してもらっております。こういったものにつきましては保護者の氏名が記載されておりますので、こちらもセンシティブ情報の取得に該当するであろうと考えております。

休暇につきましては、以上になります。

続いて、(2) 扶養手当の支給についてでございます。

扶養手当については、職員の給与に関する条例第7条に基づいて、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている場合に支給する手当となっております。扶養手当の支給につきましても、届出を提出してもらっております。届出には、職員の課名、職名、氏名、それから扶養親族の氏名、続柄、生年月日、同居・別居の別、職業及び年収、届出の事由及び発生年月日、こういったものを記載する欄がございます。

扶養手当の支給要件につきましては、こちらに記載のとおりでございます。こういった実態面を確認していく必要があります。パートナーシップの関係にある者についても、法律婚と同様にその実態を確認するため、必要書類の提出を求めることを考えております。

こういった提出されたものにつきましては、職員課のほうで審査を行う必要がございます。届出の事由及び発生年月日欄に、パートナーである旨を記載してもらうということ、それと下のほうの6に記載しております書類を提出してもらうことによって、センシティブ情報を取り扱う必要があると考えております。

(3) 死亡退職手当の支給につきましても、扶養手当と同様に、死亡による退職の場合の遺族への死亡退職手当の支給について、パートナーシップの関係にある者も請求があれば対象とするというふうに考えております。ただし、金銭給付になりますので、こういった支給の際には、扶養手当と同様に証明書等を確認する必要がございます。その場合には、センシティブ情報を取り扱うという必要があります。

確認書類につきましては、6の(1)から(3)に記載されているとおり、パートナーである旨が分かるような証明書、こういったものを提出してもらう予定でございます。

7の届出書類等の保管につきましては、今の考え方でいきますと、紙で管理をして、鍵付きのキャビネットにしっかり保管するような形を考えております。保存年限は10年となります。また、電子データでの管理につきましては、現在のところは行わないという考え方を持っております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

【石居会長】 ありがとうございます。それでは、御質問、御意見等ございましたら、お願いい

たします。

【岸委員】 今までは、いわゆる法律婚の夫婦についてあった制度を、事実婚なり同性パートナーなりに広げるということなのではないかと思うのですけれども、今までの法律婚の夫婦同士の場合の保管方法と、この最後の7番に書いてある保管方法というのは、違うものなのでしょうか。

【人事・人材育成係長】 保管につきましては、基本的には同じです。紙で提出されたものを、キャビネットの鍵の付く場所に保管しているという形になります。

【岸委員】 はい、分かりました。ありがとうございます。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。

【中村委員】 よろしいですか。3ページの真ん中、(2)ですけど、5段落目、「パートナーシップの関係にある者についても、法律婚と同様にその実態を確認するため、必要書類の提出も含め」というのは、何を求めるのでしたでしょうか。

【人事・人材育成係長】 こちらにつきましては、6にある審査・確認する書類ということで、例えば自治体が発行するパートナーシップの届出受理証明書ですとか、そういったものでパートナーであるというのが分かるような形のものを、提出してもらう予定でございます。

【職員課長】 すみません。ちょっと補足ですが、法律婚と同様にというところについては、扶養手当を認定するための、例えばパートナーの方の収入とか、法律婚の場合も奥さんの収入を確認書類として出していただいたりするので、そういったもの。あとは6番に記載しているパートナーシップの関係が何らかの形で分かる書類という形を予定しております。

【中村委員】 資料1-2の1ページ目、2ポツの(2)、「扶養手当、死亡退職手当については、職員とパートナーシップ関係にある者の生活実態が婚姻関係と同程度の実質を備えると認められる場合」というのは、これはどうやって判断するのですか。

【職員課長】 基本的には、いわゆる事実婚関係の一般的な定義とされている、いわゆる婚姻の意思を持って共同生活をしているというところの確認になってくると思います。ですので、基本的には、意思については御本人の申出というところが一つあると思うのですが、共同生活の実態として、例えば同居しているというのが基本になると思うのですが、同居が様々な事情でできない場合には、例えば共同生活として公共料金を相手が住んでいる分も払っているとか、あとはここに記載がありますが、保険の受取人となっているとか、何らかの形の経済的又は生活の一体性というのを、何らかの書類をもって確認していくということを想定しております。

ただ、多くの場合、一般的には同居ということをもって確認できるというふうに考えております。

【中村委員】 今のは3ページの6ポツの(3)、「その他婚姻関係と異ならない程度の社会生活を営んでいる事実が証明できるもの」のことでしょうか。

【職員課長】 はい。おっしゃるとおりです。

【中村委員】 これをもらうのですか……。少し考えさせてください。

【関口委員】 2点、質問をよろしいですか。1点目は、先ほど届出書類は、その他の既存の、現行運用中の法律婚のものと同等に管理するというお話がありましたけれども、そうすると、既存の申請書の中にこのセンシティブ情報を含む申請書が混在することに伴って、全体的な管理レベルを上げた管理をされるという認識ですか。

【職員課長】 はい。

【関口委員】 ありがとうございます。2点目が、今回のこの申請は、国立市職員の人事情報とい

うか、職員課の人事情報に当たる情報になると思うのですが、人事情報ということは人事異動も伴うとかいうこともあるので、人事データベースみたいなものというのは、国立市はデータ管理はされないのですか。

【職員課長】 基本的にいわゆる人事給与システムというのがあって、人事異動の履歴なんかは管理をして、あと給与の支払履歴などにはありますが、いわゆるこういう性指向とか性自認に関してのことは。

【関口委員】 身上書みたいなの、職員の背景みたいなのを人事データベースみたいなの。

【職員課長】 データベースでの管理はしておりません。

【関口委員】 それは全て書面で。ここに頂いている書面と言っているのは、届出書自体の書面かなと思っているのですが、人事情報としての管理としては含まれないという整理になるのですか。

【職員課長】 はい。

【関口委員】 そうすると、届出書まで追わないとその職員が、法律婚なのか、事実婚なのか、パートナーがいる、いないということを含めた、人事異動みたいなものの人事考課とかには、国立市としては管理はされないという感じになるのですかね。背景は職能とは関係ないとはいえ、多分異動があるときというのは、多分そういうのがついてくるのではないかなと思うのですけれど。

【人事・人材育成係長】 異動の際にはそういった、例えばパートナーとか、扶養手当がある、なしですとか、そういったものについては特に考慮しないので、そこについては人事異動に関しては特に必要としていないということです。

【関口委員】 それでは、この届出でしか管理されていないということですね。分かりました。

【中川委員】 今のお話で、庶務事務システムからの申請のみが必要なものはバツがついているということが、1ページから2ページに書いてあって、結婚休暇とか忌引等については、庶務事務システムからの申請のみなので、提出書類は必要ないと。だからセンシティブ情報は取り扱わないといったことが書かれていますけど、システム上は、どのような申請に。

【人事・人材育成係長】 こちらにつきましては、例えば結婚休暇ですとか忌引なんかは、法律婚も同様に、特にそういった証明書を提出してもらうということはしておりません。ですので、申請をされればそのまま承認されるというような形で、今、運用しているところです。ですので、パートナーの関係であったとしても、そこにつきましては特に、パートナーかどうかということをごちから証明してもらうということは、今の段階では考えていないというところでございます。

【中川委員】 それでは、結婚休暇を取得しますというの、パートナーがどういうふうなものかは分からない状態で、申請するだけだからと。

【人事・人材育成係長】 休暇につきましては性善説というところもありまして、基本的には申請があったら承認されるというような形になります。

【中川委員】 先ほど関口委員からありましたけれど、扶養手当とかの場合には、もちろんシステム上の申請もあるわけですね。

【人事・人材育成係長】 申請はないです。本人からの申請というのは、システム上では管理しておりませんので、申請につきましては、記載しましたとおりの届出を出してもらうという形で、申請してもらうということになっています。

【中川委員】 システム上の管理は、それでは。

【職員課長】 紙で出してもらって、職員課でそれを承認したら、職員課が給与の支払システムに

扶養手当という形で入れるのみです。

【中川委員】 それは情報としては中立的な情報だから、特段その人の社会的背景は反映されない
ので、システム上、それはセンシティブ情報に当たることはない。

【職員課長】 そういうふうを考えております。

【石居会長】 ほかはいかがでしょうか。

【岸委員】 すみません。2ページ目の介護関係のところ、提出書類及び取得する個人情報項目
のところ、介護時間と介護休暇のところ「家族状況」と書いてあるのですが、これというのは、
どういうことが家族状況なのですか。具体的にイメージが湧かないので、どういうものかなど。

【人事・人材育成係長】 家族状況というのは、基本的には介護を要する方がどんな状況にあるか
ということで、記載してもらおう。例えば要介護2を持っているとか、入院して動けない状況ですとか、
そういった状況を書いてもらうような項目になっております。

【岸委員】 その介護の必要性を判断するみたいな、そういうことですかね。

【人事・人材育成係長】 はい、そうです。

【岸委員】 分かりました。

【石居会長】 一つ、基本的なところですけど、3ページの6の書類についてですが、この(1)
(2)(3)の3つは、常に3つとも必要だということになりますか。

【人事・人材育成係長】 確認できれば、特に3つ全てを求めることはしないような考え方でおり
ます。

【石居会長】 もう一つ、今回パートナーシップ制度が始まることに関わってということでしたけ
れども、パートナーシップの届けを出しているということは、必ず必要なことになりますか。要件で
はない？

【人事・人材育成係長】 それは、絶対必要ということでは、職員課としては思っておりません。

【石居会長】 ほかの書類等でパートナーシップ関係にあると…。

【人事・人材育成係長】 ほかで確認できるものがあれば、そちらで確認するというので。

【関口委員】 もう1点質問よろしいですか。今回は休暇制度の利用と、扶養手当と死亡退職手当
の申請というところをいただいているのですけれど、やはり少し気になるのが、職員の方の人事情報
として、この情報にアクセスが可能、確認が可能な範囲の整備をされているかということで、上司の
方とか一緒の職場の、職員を管理する立場の方たちというのは、一般的な法律婚でいっても、結婚し
ているか、子どもがいるかとかいうのは管理されているかと思うのですけれど、そういう方たちで
どの範囲の方が、こういう制度を利用している職員の情報にアクセスできるかというのは、整備はされ
ていますか。

【職員課長】 まず休暇の承認権限は、現行制度として所属長にありますので、休暇の取得理由、
どういう事情で休暇を取っているかとか、それについては所属長にアクセス権限というか、確認権限
と承認権限があるということで、一旦承認されたものについて改めて再度、何回もアクセスするとい
うことはなかなか考えづらいところですが、まずは現在のところ、所属長の権限で休暇取得の承認を
するという意味では、そこにアクセスする可能性があります。

あと、扶養手当については、職員課長が諸手当の認定の権限がありますので、それについては基本
的に職員課の給与支払のラインが、アクセスする権限があると。そのような整備をしております。

【関口委員】 そうすると、休暇の申請をするとき、事由を書くときにセンシティブ情報が含まれ

る可能性はないですか。

【人事・人材育成係長】 休暇の申請につきましては特に理由は書かずに、結婚休暇であれば結婚休暇を選択してもらって申請をするという形になりますので、それがどういう内容かというのは特に入れる必要はございません。

【職員課長】 ちょっと補足ですけど、扶養手当の扶養親族届について、これまでの取扱い、現行は、実は所属長の判子を押すところがあったのですね。ただ、これは承認権限をもう一回改めて確認すると不要な判子ですので、この制度に併せてそこは取ることを予定していて、扶養親族届は直接職員課に提出するような改正を、それは運用上の改定をしようとしております。

【関口委員】 休暇は所属長の承認で事由等はなくて、扶養手当と死亡退職手当は職員課に直接来るので、所属長がアクセスする情報ではないという管理の仕方だと。

【職員課長】 はい。

【関口委員】 分かりました。ありがとうございます。

【中川委員】 これ、鍵付きキャビネットとあったのですが、紙の管理とか、あるいはアクセスした方の情報は、そういったものは何かされていないのですか。

【人事・人材育成係長】 アクセスというのは、システムにですか。

【中川委員】 いえ、その書類を閲覧した方の記録等はないか。

【人事・人材育成係長】 今の時点では特に、閲覧したということでのチェックというのはしていないところでございます。ただ、今後そういったセンシティブ情報もございますので、その辺につきましては少し、例えばその情報だけ別のファイルにして、見た人の名前を書くとか、そういった形での対応というのは考えられるかと思っております。

【中川委員】 複数の課にまたがって、このキャビネットにアクセスする可能性がある、あるいはこのキャビネットで所管される書類を閲覧する可能性があるということだったと思うのですが。

【人事・人材育成係長】 キャビネットから確認できるのは、職員課の職員になります。ほかの課の職員ですとか誰か第三者の方が勝手に開けてということは、できないようになっております。

【職員課長】 申請書類については、所属長の承認を得た後、全て職員課で引き上げて、原本というかその書類については職員課で管理をしておりますので、他課の職員がアクセスするということとはできないということです。

【中川委員】 それでは、一旦、申請書類を所属長が受け取って、その時点で所属長がセンシティブ情報に触れるかもしれないけれども、その限りということでしょうか。

【人事・人材育成係長】 今後は扶養手当などの申請書自体も職員課に直接出してもらおうという形になりますので、基本的には所属長が申請を見るということはありません。

【中川委員】 休暇については、いかがでしょうか。

【人事・人材育成係長】 休暇については、システム上、回っていくという形になります。

【中川委員】 介護休暇とか、産休、看護休暇とか、それに関しては所属長が書類を見るということでしょうか。

【人事・人材育成係長】 はい。

【石居会長】 中村委員、先ほど引き取られた件があったのはよろしいですか。

【中村委員】 結構です。

【石居会長】 その先ほどのところですが、私も、1ページの2の(2)、「婚姻関係と同程度の実

質を備えると認められる」という、そのことが少し気になっていたのですが、ここに関わっているのは扶養手当と死亡退職手当ということになるので、この認定は職員課がされるということですか。

【職員課長】 はい。職員課で行っていきます。

【石居会長】 それは、基本的には提出書類に基づいて行うということですか。

【職員課長】 おっしゃるとおりです。

【石居会長】 それは、基本的にはこの6の(1)(2)(3)に当たるものが、それに該当する書類になると。

【職員課長】 はい。そのとおりです。

【中村委員】 仮に、3ページの6の(1)が出ていなくても、(2)と(3)の資料から、生活実態を認定することもあり得ると。

【職員課長】 はい、そうです。

【中村委員】 ここには保険の受取人となっている保険証書と。

【職員課長】 これはあくまでも例示で、死亡退職手当の性質自体は、その職員の収入に依拠して生活していた人のその後の生活保障的な意味合いがある、こちら国立市としてはそういうふうな位置付けをしております。その中で、かなり金額的にも大きくなりますので、その受給権というのをどういうふうに認定していくかというところで、難しい部分ではあるのですが、基本的にはその死亡退職金の制度、退職手当条例で保護されるべき方たちがいるとしたら、それは婚姻関係と同様の事情にあるということが必要で、そういう状況にある人は、本当に何も一切書類が用意できないとか、そういう生活実態に関する証明が一切できないということはないというふうに考えています。

ですので、(1)のパートナーシップ証明書については、やはり本人の取る、取らないという選択の自由がございますし、これを確実な要件にすることは難しいと。事情があって、パートナーシップの証明を出したくない人はいるでしょうし、特に職員となれば、証明者が市長室なので、出したくない者もいると思います。

(2)についても、長く同居していれば住民票の中で確認していけると思いますが、ただこれもやはり、同性のパートナーの人は、事情があってなかなか一緒に住めない方もいるという話は、かなり聞いております。同居もできていないし、パートナーシップで第三者の証明もなかなか取れない、そういう事情の場合、どのように認定していくかというところで、(3)の、何らかの形で生活実態や、共同生活を営んでいたということを証明してもらおうと。

この保険証書であったり、公共料金の支払明細というのは、一つの例であって、何かそれが確実に確認できるような書類を、本人と話した中で提出を求めていきたいというふうに考えております。

【中村委員】 例えば、何年間の同居期間があると、婚姻関係と異なる程度なのですか。

【職員課長】 これは明確な基準というのではないので、これはもう発生したら、一つ一つケース・バイ・ケースで判断していく必要があると思います。これは職員課単独でもなかなか難しいですから、庁内に法務担当もおりますし、実際にその支給をする際には顧問弁護士などとお話ししながら、法的な整理と、生活実態を詳細に聞き取る中で、支給しても大丈夫かどうか、これはもうケース・バイ・ケースで対応していく必要があると考えております。

【中村委員】 基準を設定することはしないのですか。

【職員課長】 はい。できないのが現状かなというふうに思っています。

【中村委員】 公共料金の支払明細、例えばお亡くなりになった方が、あるアパートの公共料金の

支払をしていた……、私がおこの公共料金の支払をしていたのですというのを、今月分持ってきましたというとき、どうするのですか。

【職員課長】 1か月分では……。基本的には逆のパターンで、亡くなった職員が、その別居している方の公共料金を負担していたというケースが該当すると思うのですが。

【中村委員】 ああ、そちらですか。

【職員課長】 職員の収入に依拠して生活していた人、ケースになると思いますので、死亡退職金としては、1か月分持ってきただけでは当然、駄目です。それは全体の状況、例えばこの申出をしてきた方と職員との関係性を、他に知っている方がいるかとか、そういった客観的なものを何らかの形で確認しながら、支給できるかどうかを判断していくということですね。

【中村委員】 全く、年月の基準とかは設けないのですか。

【職員課長】 現時点では設けられないと。

【中村委員】 場当たりのようになってしまいますよね。

【職員課長】 それほどたくさん出るケースではないと思いますので、一つ一つ、おそらく発生したら深く調べて、法的な整理もしながら判断していかなくてはいけないと思いますので、それを場当たりのというのと、確かにそういうことにはなりますが。あくまでも一律の基準で何か定めて、それで機械的に処理できる案件ではないのだろうと。

【中村委員】 「婚姻関係と異ならない程度の社会生活」の認定は、極めて難しいですよ。

【職員課長】 極めて難しいです。これまでも訴訟などで裁判例などが出てはいますが、やはりそこは分かれているものがあります。ですので、認定は非常に難しいと思います。その難しさから、全国の自治体では死亡退職手当は一步踏み出せないというか、踏み出している自治体はないですね。

その中で、やはりそうであっても、性別が同じということだけで最初から対象から外すというのは、国立市は多様な性の条例を持っていますから、その条例の趣旨からいうと、職員課としてはないのかなというふうに考えています。救わなければいけないというか、保護されるべき人は確実にいるだろうというふうに考えております。

【中村委員】 「婚姻関係と異ならない程度の社会生活を営んでいる事実」という要件があり、その要件を立証するための証拠があり、その両方についての基準を設けなくて、この制度を運用していくことになるのですか。

【職員課長】 要件として、婚姻関係と異ならない事実というのを設けて、さらにそれを細かく、それでは、どういう状況ならば婚姻関係と異ならないと言えるのか。これは、やろうと思えば、いわゆる民法上の婚姻関係の法律婚における義務、同居の義務とかいろいろある中で、そういうのを当てはめていくことはできると思いますけど、例えば法律婚であっても、必ずしも同居しているわけではないという、いろいろな多様性があるから、一つの基準を作った上で当てはめていくのはちょっと、なかなか現時点では難しいかと考えています。

【石居会長】 では、取りまとめに移りたいと思います。

中川委員から。

【中川委員】 結構だと思います。

【中村委員】 はい。結構だと思います。

【岸委員】 私も、正当な事務ですし、必要な範囲内かと思いますが、よろしいかと思いますが。

【関口委員】 お認めしてよろしいかと思いますが。

【石居会長】 私もお認めしてよろしいかと思っておりますので、お認めする形で答申をと思っております。どうもありがとうございました。

【人事・人材育成係長】 ありがとうございました。

(説明者退室)

【石居会長】 では続きまして、次第の4、個人情報取扱業務登録(変更)の報告について、事務局からお願いします。

【事務局】 それでは、個人情報取扱業務登録について、御報告させていただきます。

登録が2件ございました。資料3-1ですが、こちらは、防災安全課によります防災行政無線戸別受信機貸与業務でございます。業務の内容ですが、防災行政無線の内容を確実に伝達し、早めの避難行動を促すために、所定の区域内に居住する高齢者世帯等を対象に、個別受信機を貸与するという内容でございます。個人情報の収集目的でございますが、貸与要件、設置要件の確認、本人通知、連絡のためということでございます。業務対象者の範囲につきましては、登録簿に記載のとおりとなっております。個人情報の記録項目につきましては、裏面のとおりとなります。

続きまして、資料3-2、認知症高齢者位置情報サービス事業でございます。業務の内容でございますが、認知症の影響により道に迷ってしまう高齢者の家族等に対して、当該高齢者の外出時の居場所についての情報を提供し、発見・保護による安全を図り、介護者の負担を軽減するという内容となっております。個人情報の収集目的につきましては、サービス利用の決定、位置情報の提供となっております。業務の対象者の範囲は、登録簿に記載のとおりでございます。個人情報の記録項目につきましては、裏面のとおりとなっております。

業務の開始年月日については、こちら、登録が漏れていたものでございまして。最近になりまして、要綱で実施している事業なのですが、その要綱改正の際に登録が漏れているということが判明したものでございます。当初から委託事業として実施しておりまして、外部委託登録のほうは行われていたということでございます。

以上でございます。

【石居会長】 ありがとうございます。

こちらに関して、質問等ございますでしょうか。

【岸委員】 資料3-2の位置情報サービス、これはGPSとかそういうものなのですか。

【事務局】 そうですね。市が事業者に委託しまして、事業者のほうから御本人にGPS端末をお渡しして、ID、パスワードを登録して、御家族がインターネット上で位置情報にアクセスできるといった内容になります。

【関口委員】 資料3-2の登録漏れの件は、この申請の登録だけが漏れていただけで、運用実態としてはきちんと、個人情報管理はできていたという理解でよろしいですか。

【事務局】 そうですね。はい。そこは、通常どおりの管理はされていたと。

【関口委員】 登録だけであれば、まあ、書類の整理ということではよろしいかと思うのですが、もし過去に遡って運用がきちんとできていなかったとか、何らかの漏洩とかがあったかというのが、もし管理できてないようであれば、ちょっと振り返って棚卸しとかはされたほうがいいかもしれないですけれども。

【事務局】 外部委託登録のほうはされておりましたので、そのときに契約関係のセキュリティーのことですとか、そういったところは確認できていると。

【関口委員】 分かりました。

【中川委員】 継続的にこの位置情報について、事業者が利用者の位置情報を把握しているというようなことはあるのですか。

【事務局】 その辺りは仕組みが…。

【中川委員】 こういう生活状況、家庭状況と…行動履歴等は分からないのですけれど、センシティブな情報になっていると思うのですけど。

【事務局】 そこは、サービスの利用に当たって御本人というか家族の方になるのでしょうか、同意書兼申込書というものを事業者のほうで取っておりますが、その中に個人情報の取扱いについてという記載がございまして、目的は明示されております。

【中川委員】 先ほどの関口委員のご質問ですけど、それらの情報も含めて外部委託登録の際に、きちんとした情報管理をしているということは確認済みだということ。

【事務局】 それは契約の中で、個人情報とセキュリティーに関する特約条項というのがフォーマットでありまして、それを必ずつけて、契約をしております。

【石居会長】 では、続きまして次第の5、個人情報取扱業務外部委託登録の報告について、お願いいたします。

【事務局】 続きまして、個人情報取扱業務外部委託登録ですが、2件ございました。

資料4-1ですが、こちらは高齢者支援課によります介護予防事業対象者の把握事業及び高齢者世帯調査の委託となっております。委託の目的、内容でございますが、介護予防事業対象者を抽出し、高齢者支援へつなげるため、要支援・要介護認定を受けていない者を対象とした日常生活自立度アンケートと、高齢者世帯調査を行うというものです。具体的な内容でございますが、調査票の作成、回収、結果分析、報告書の作成となっております。委託に関する個人情報の項目につきましては、登録書に記載のとおりでございます。

続きまして、資料4-2、こちらは新型コロナウイルスワクチン接種対策室によります、新型コロナウイルスワクチン接種券等作成業務でございます。委託の目的及び内容でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種の実施準備といたしまして、接種券、予診票等を作成し、個人単位で封入、封緘を行うというものでございます。委託に関する個人情報の項目は、登録書に記載のとおりでございます。

以上でございます。

【石居会長】 この2点について、御質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

では続いて、次第の6、個人情報目的外利用等届出の報告について、お願いいたします。

【事務局】 それでは、個人情報目的外利用等の届出については3件ございました。

資料5-1は、政策経営課の特別定額給付金事業でございます。刑事訴訟法第507条に基づく照会に対しまして、対象者の特別定額給付金に係る申請に関する情報を提供しております。提供先は、立川区検察庁、目的外利用等の期間は、年度末までとしております。

続きまして、資料5-2、課税課の市都民税の課税業務でございます。子ども・子育て支援事業の給付対象者の決定に当たり、子ども・子育て支援法に基づく照会があったため、対象者の課税状況等を提供したものでございます。提供先は静岡市、目的外利用等の期間は年度末までとしております。

続きまして、資料5-3、福祉総務課の生活保護法決定調書関係業務でございます。特例貸付申込

者の貸付要件の確認のため、本人の同意により、生活保護受給の有無を提供しております。提供先は国立市社会福祉協議会、利用等の期間は年度末までとなっております。

以上でございます。

【石居会長】 こちら3件について、御質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

これで、あとは7のその他ということになりますが、何かございますでしょうか。

【事務局】 議題としては特にございませんが、諮問の予定案件が幾つかございますので、次回日程の調整をお願いできればと思います。

(次回日程調整)

【事務局】 それでは、3月24日で、場所等押さえられましたら、また御連絡させていただきますので、よろしくをお願いします。

【石居会長】 はい。分かりました。

では、こちらで皆さん御予定いただくということで、よろしくお願いいいたします。

あとは大丈夫そうですか。

では、今日は以上ということです。ありがとうございました。

— 了 —